

「社会保障の解体は許さない！介護保険制度の抜本改善を！！」

STOP！介護改悪 介護ウェーブ2014推進ニュース -介護の“Big Wave”を広げよう！-



医療・介護の「総合改革推進法」審議が 衆議院厚労委員会で始まっています！



衆議院では、水曜日と金曜日が厚労委員会です。4月23日の午前中に全日本民医連事務局でも傍聴に行ってきました。事務局の他に、社保協、千葉民医連から4名、サービス利用をされている要支援の方も車イスで参加されていました。

厚労委員会での田村憲久厚労大臣の答弁は、「財源は今までと変わらない。だから、現行どおりのサービスは提供できる」、「地域包括支援センターできちんとケアマネジメントするから大丈夫」の繰り返しでした。今でも、お金がなくて必要なサービスを受けることができない人や、要介護度認定が低く出ている実態があることはまったく眼中にないようでした。

委員会の途中に席を離れる与党議員も多く、開催定数不足で委員会が止まる場面もあり、野党議員からは「まじめにやらないのなら、法案撤回しろ！人の人生をどう考えているんだ！」とヤジが飛んでいました。

委員会の傍聴の際には、筆記用具とノートしか持ち込めず、議員への応援やヤジなどは一切認められませんが、多くの国民が、この法案の行方を気にかけていることを示すためにも、国がどんな考え方をしているのかを知るためにも、ぜひ傍聴に参加していただければと思います。

引き続き、委員会傍聴、国会前座り込み、議員要請行動などで、たいへんな介護の実態を具体的に議員へ伝えるとりくみを進めましょう！

以下、4月23日の午前中の傍聴メモです。（この日は、午前中に民主党議員が質問を行っていました。午後からは、日本維新の会、みんなの党、結いの党、日本共産党が質問を行いました。）

長妻 昭議員（民主党）：今回の法案は、介護費用を圧縮して、自己負担を増やすものだ。

田村厚労大臣（自民党）：考え方には相違があるようだ。新しい総合事業の財源構成は今までと同じで、介護保険料をそのまま使う。専門的なサービスを受けている方は、そのまま受けでもらう。他に多様なサービスで、重度化を防ぐ。今あるサービスを全部排除するとは言っていない。

長妻議員：新しい総合事業は、介護の給付なのか？

田村大臣：介護保険の給付ではない。事業として、自治体が行う。継続性の観点から、今までと同等のサービスを受けていただく。

長妻議員：「今までと同等のサービスが受けられる」と言うが、就学援助（＊）の時も同意しなかった自治体があった。国の言うことを100%聞く必要はないのか？

* 就学援助は、国と市区町村が折半して支給していたが、2005年度に「要保護」へはそのままだが「準要保護」に対しての国の補助が廃止され、市区町村が自主財源で支援することになった。そのため、認定対象者を縮小したり、支給額を減額する自治体もあった。

田村大臣：新しい事業にあまり乗り気でない、前向きでない自治体は今のままのサービスをずっとやると思うが、それはよくない。

長妻議員：206の保険者が、新しい総合事業は「実施不可能」と答えた社保協のアンケート結果がある。実施の主体者が「未整備である」と言っているのに、実施するのは拙速ではないか？

田村大臣：このアンケートの結果は、こちらのPR不足とガイドラインができていないことに原因がある。財源は今までどおり充てるので、今まで通り行える。

山井和則議員（民主党）：大臣は先ほどから、新しい総合事業に移行しても「変わらずにサービスが受けられる」と言っているが、変わらないのなら、法改正をする必要はないのではないか？今までのサービスを受け続けられると約束できるのか？

田村大臣：適切にマネジメントしていただき、今受けられていることは、基本的に必要と判断されれば、受けられる。まあ、事業所がなくなったら、受けられない。

山井議員：自己負担は増えないのか？どこに書いてあるのか？強制力はあるのか？

田村大臣：財源を今より渡さないわけではない。今まで通りの構成だから、現行と同じ水準。

山井議員：プロでないサービスで効果があがったことを示してほしい。（モデル事業の埼玉県）和光市も検証結果を出していない。100万人の人を要支援から外すという法案なのに、結果の数字がないのか？これは、介護のプロに対する侮辱になりますよ！

田村大臣：和光市は認定率が全体的に下がっているから、素直に考えれば効果が出ていると考えられる。

中根康浩議員（民主党）：法案の全てが悪いと思っているわけではない。しかし、5月14日の採決ありきで、この委員会が運営されてはいけない。総合事業のチェックリストで認定者が減らされ、要介護認定が水際作戦にならないように。

田村大臣：（この法案の提出趣旨は）高齢者のみなさんが健康で生活できるようにすること、和光市のように！！

中根議員：「要介護認定者を減らすのが目的」と、厚労省の人たち（官僚）は話している。ガイドラインにそうならないようにしっかりと書くべきだ。

田村大臣：明記して、しっかりと担保したい。移行期間は2017年度までだが、今あるサービスのままで移行されるのでは、政府としては困る。移行できない自治体には指導、支援したい。

柚木道義議員（民主党）：国民は、社会保障がよくなつたと実感できているか？税金の使い方が他のことに流用されているように国民から見られないようにしてほしい。これでは、要支援切りにしか見えない。この法案が通ると、絶体絶命のピンチになると分かりながら、この議論をしていかないといけない。

先進事例を示すと言っているが、全国すべての自治体で、はたしてそれらが行えるのか？

田村大臣：ボランティアで対応できる先進的地域があればそうしてもらって、できないところはNPOなどで対応してもらう。専門職がケアマネジメントする。

柚木議員：自治体や地域包括支援センターには、力量の差がある。民生委員も全国で不足している状況。お金の問題を見てみると、公共事業は介護に比べて6倍強増えている。自民党が仕訳で「無駄」と判定した8割の事業が復活している。全く無駄がないと言い切れるのか？

小泉進次郎政務官（自民党）：無駄がゼロになることはない。立場を変えてみれば、何かが無駄だから。

柚木議員：保育所や介護の費用はカットしている。目の前にある問題をみてほしい。なんとか社会保障にまわせないか？

小泉政務官：医療の70～74歳の自己負担もずっと2割にあげるべきと我々は主張してきた。2000億円（のカットを）ようやく実現できた。社会保障の中にも見直さないといけないことがたくさんある。このままでは、消費税を10%にしても足らない。あらゆること全てやらないと！

今後の介護ウェーブのとりくみ



○衆議院厚生労働委員会の傍聴

5月7日（水）、9日（金）、14日（水） それぞれ9時～と13時～です。

*事前申し込みが必要です。詳細は、2014年4月23日発行の通達（41）第ア-63号をご参照ください。

○国会前座り込み

5月7日（水）、9日（金）、14日（水） 衆議院第2議員会館前で10時～15時です。

○国会議員要請行動

5月14日（水）10時30分～15時30分 会場：衆議院第2議員会館 第7会議室

5月28日（水）10時30分～15時30分（中央社保協との合同） 会場未定

*厚労委員会の傍聴と国会前座り込みの日程は、委員会の動向により変わるために、追って連絡します。

お問い合わせは、「介護ウェーブ推進本部」 事務局：諏佐・吉澤・山平

☎ 03-5842-6451 / fax 03-5842-6460 / E-mail min-kaigo@min-iren.gr.jp